

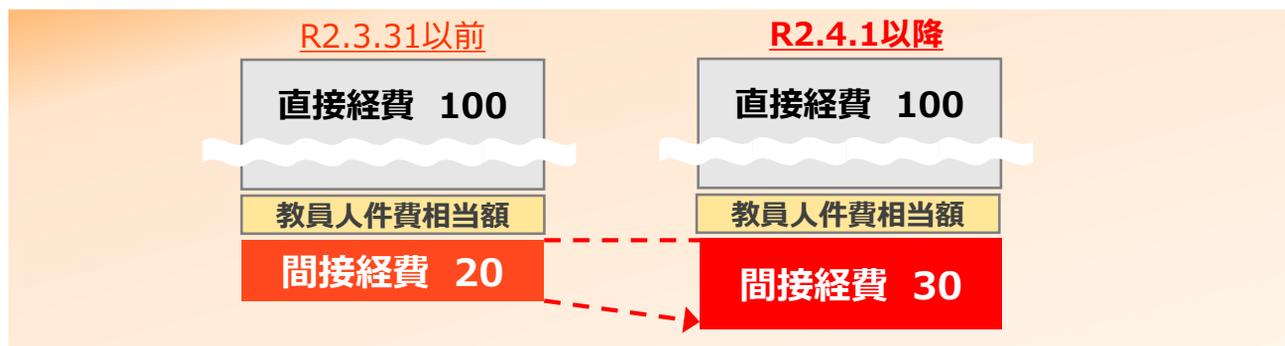
共同研究における間接経費の改正のお知らせ

令和3年4月1日以降に開始する共同研究における間接経費は、**直接経費の30%**を標準とさせていただきます。

I. 間接経費率の引上げについて

令和2年4月1日に、共同研究における間接経費を、**直接経費の30%**を標準とする改正を行い、令和3年4月1日以降に開始する共同研究における間接経費は、**直接経費の30%**を標準とさせていただきます。

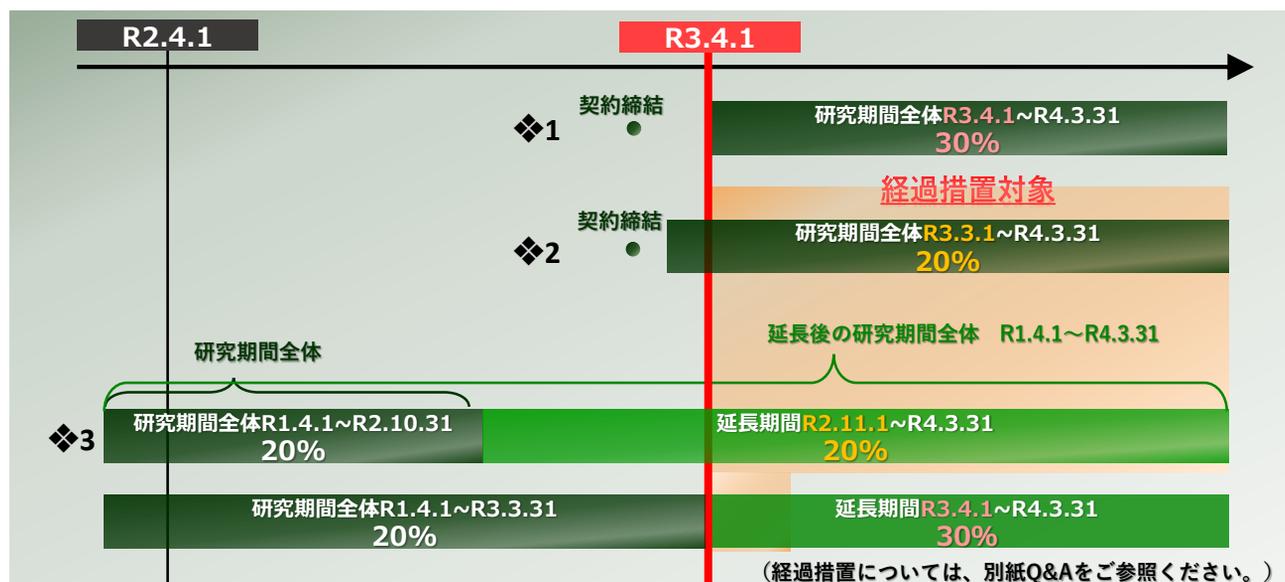
※令和2年度の研究開始分から可能な限り30%をお願いしております。



II. 経過措置の適用について

※次頁(注1)

- ❖1 経過措置については、「研究期間全体」の開始日により適用の可否を判断します。
- ❖2 令和3年3月31日までに研究期間全体が開始する共同研究については、研究期間全体にわたって、経過措置を適用することができます。
- ❖3 変更契約により研究期間全体を延長する場合、当該延長期間の開始日が、令和3年3月31日までに開始する場合は、延長後の研究期間全体にわたって経過措置を適用することができます。
- ❖4 経過措置を適用することができる期間であっても、**本改正についてご理解を賜り、可能な限り30%での積算をお願いします。**



共同研究契約書（別紙1）の記載について

(別紙1)

1. 研究題目				
2. 研究目的				
3. 研究内容				
4. 研究期間全体 (注1)		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)		
5. 契約期間 (注2)		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)		
6. 研究実施場所				
7. 研究担当者 (注3)	区分	※		
	甲	※		
	乙	※		
8. 研究協力者	甲			
	乙			
9. 研究経費の負担額 (消費税額及び 地方消費税額を含む)	区分	甲	乙	
	直接経費 (a) (注4)	円	円	
	間接経費 (産学連携経費・戦略的産学連携経費) (注5)		円	
	間接経費 (教員人件費相当額) (注6)		円	
	間接経費 小計 (b)		円	
	研究料 (c) (注7)		(円 × 人)	
合計 (a + b + c)	円	円		
10. 甲における 共同研究の 施設・設備 (注8)	所有区分	設 備		
		名 称	規 格	数 量
	甲			
乙				
11. 乙における 共同研究の 施設・設備	所有区分	設 備		
		名 称	規 格	数 量
	乙			

研究期間全体とは、共同研究契約の契約期間によらず、共同研究を継続して実施する全体の期間です。

契約期間は、研究期間全体の間で、今回の研究経費により契約を締結しようとする期間です。

直接経費の30%に相当する額が標準となります。

- (注1) 研究期間全体とは、共同研究契約の契約期間によらず、共同研究を継続して実施する全体の期間（想定される最長の期間）です。
 (注2) 契約期間は、研究期間全体の間で、今回契約を締結しようとする共同研究契約の開始日から終了日までの期間です。
 (注3) 研究代表者には氏名の前に※印を、民間等共同研究員には氏名の前に◎を付してください。
 (注4) 特別試験研究費税額控除制度による税額控除の申告を予定している場合は、別紙「費用の負担及びその明細」を添付してください。
 (注5) 間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とし、千円未満は四捨五入してください。
 (注6) 必要に応じて、甲の研究担当者の間接経費（教員人件費相当額）を記入してください。
 (注7) 民間等共同研究員の研究料は、6月につき220,000円とし、月割り計算はしません。
 (注8) 乙の欄は、共同研究のため乙が甲に提供する設備等がある場合のみ記入してください。

Q. 経過措置が適用できるかどうかの基準を教えてください。

A. 経過措置の適用は、研究期間の開始日にに基づきます。

令和3年3月31日までに申込や契約を締結する場合でも、令和3年4月1日以降に研究期間が開始する共同研究については、経過措置は適用できず、間接経費は「直接経費の30%」とさせていただきます。

令和元年度以前に、既に令和3年4月1日以降の研究期間も含め、研究期間全体にわたって、間接経費を「直接経費の10%」で契約している共同研究については、令和3年4月1日以降の研究期間に係る研究経費についても、契約に基づき、「直接経費の10%」が適用されます。

【例】

- 契約締結日：令和3年1月15日
研究期間全体：令和3年3月1日から令和4年3月31日
→ 研究期間全体にわたって「直接経費の20%」とすることができます。
- 契約締結日：令和3年1月15日
研究期間全体：**令和3年4月1日**から令和4年3月31日
→ 「直接経費の30%」とさせていただきます。

Q. 既に開始している共同研究の場合で期間を延長する場合は経過措置が適用できますか？

A. 経過措置の適用は、延長する期間の開始日にに基づきます。

令和3年3月31日までに契約していた共同研究で、「研究期間全体」を延長し、追加の研究経費をご負担いただく場合は、令和3年3月31日までに変更契約を締結する場合でも、令和3年4月1日以降に延長期間が開始する場合は、経過措置は適用できず、間接経費は「直接経費の30%」とさせていただきます。

【例】

- 原契約の研究期間全体：令和元年4月1日から令和2年10月31日
変更契約締結日：令和2年10月31日
変更後の研究期間全体：令和元年4月1日から令和4年3月31日
(**延長期間の開始は令和2年11月1日から**)
→ 研究期間全体にわたって「直接経費の20%」とすることができます。
- 原契約の研究期間全体：令和元年4月1日から令和3年3月31日
変更契約締結日：令和2年10月31日
変更後の研究期間全体：令和元年4月1日から令和4年3月31日
(**延長期間の開始は令和3年4月1日から**)
→ 「直接経費の30%」とさせていただきます。